

# 防災集団移転促進事業費補助金交付要綱

〔制定：昭和48年2月15日 自治疎第4号〕  
自治事務次官

最終改正：令和6年4月1日 国都安第165号  
国土交通事務次官

(趣 旨)

第1 この要綱は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下「法」という。）の規定により、集団移転促進事業を行う地方公共団体に対する防災集団移転促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）その他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第8条各号に掲げる経費に係る事業及び事業計画等の策定に関する事業とする。

(補助事業者)

第3 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、法第2条第2項に規定する集団移転促進事業を実施する市町村又は都道府県とする。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第一に掲げる経費とする。

(補助率)

第5 補助率は、別表第一に掲げる対象経費の区分一から六までについては、各補助対象経費の4分の3とし、別表第一に掲げる対象経費の区分七については、補助対象経費の2分の1とする。

(補助金の交付の申請)

第6 補助金の交付の申請は、防災集団移転促進事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）を所定の期日までに国土交通大臣に提出して行うものとする。

(補助金の交付の決定)

第7 国土交通大臣は、第6の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、別表第二に定める条件その他の補助金の執行の適正化を図るために必要な条件を附して、補助金の交付の決定をし、速やかに防災集団移転促進事業費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- |   |  |
|---|--|
| 1 別表第一に掲げる経費の区分に係る補助対象経費の配分の変更をしようとする場合                           | 防災集団移転促進事業費補助金<br>経費配分変更承認申請書（別記第3号様式） |
| 2 補助事業の内容の変更（法第3条第6項に規定する軽微な変更に係るもので補助金の額の増加を生じないものを除く。）をしようとする場合 | 防災集団移転促進事業費補助金<br>内容変更承認申請書（別記第4号様式）   |
| 3 補助事業の中止又は廃止をしようとする場合  | 防災集団移転促進事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）         |

(補助事業が完了しない場合等の報告)

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに防災集団移転促進事業未完了報告書（別記第6号様式）を国土交通大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第10 適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、補助金の交付の決定の日から起算して15日を経過した日とする。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めるときは、この期日を変更することができる。

(状況報告)

第11 補助事業者は、国土交通大臣の指示を受けた場合には防災集団移転促進事業遂行状況報告書（別記第7号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12 補助事業者は、補助事業が完了した場合（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、当該補助事業の完了の日（補助事業の廃止の場合にあつては、廃止の承認を受けた日）から起算して1ヶ月を経過した日又は当該補助事業完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに防災集団移転促進事業実績報告書（別記第8号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、国土交通大臣が、この期日によることが困難な特別の事由があると認めるときは、報告の期日を補助事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月末日まで繰り下げることがある。

2 補助事業者は、補助事業が翌年度にわたる場合は、当該補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに防災集団移転促進事業実績報告書（別記第8号様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13 国土交通大臣は、第12の防災集団移転促進事業実績報告書の提出を受けた場合には、速やかに、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは補助事業に要した経費に補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。)と補助金の交付決定額とを比較していずれか低い額をもって補助金の額を確定し、防災集団移転促進事業費補助金確定通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14 国土交通大臣は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、補助事業者の資金事情その他の状況を考慮し、特に必要と認められる場合には、補助金の額の確定前であっても、補助事業の実績に応じ、概算払をすることができる。

2 前項ただし書の規定により補助金の概算交付を受けようとする補助事業者は、所定の期日までに、防災集団移転促進事業費補助金概算交付申請書（別記第10号様式）を国土交通大臣に提出するとともに、防災集団移転促進事業

費補助金概算払請求書（別記第11号様式）を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第15 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物、機械及び重要な器具（その取得価格又は効用の増加額が、単価500,000円未満のものを除く。）並びに国土交通大臣が特に必要と認めて別に定めるものについては、国土交通大臣の承認を受けなければ、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（帳簿等の整備）

第16 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の年度以降5年間保存しなければならない。

（書類の提出方法）

第17 この要綱の規定により国土交通大臣が補助事業者に対して行う通知及び補助事業者が国土交通大臣に対して行う申請又は報告等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

（国土交通大臣の監督）

第18 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付目的を達成するために必要な限度において、補助事業者に対し、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

（補助対象経費の特例）

第19 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第16条又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第15条の規定を適用し、集団移転促進事業を実施する場合においては、別表第一中対象経費の区分の一に掲げる法第8条第1号の経費については、法第8条第1号中「場合を除く」とあるのは「場合であって、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」と読み替え、第4（補助対象経費）の規定を適用するものとする。

(要配慮者施設の用に供する土地の整備を行う場合の措置)

第20 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和47年政令第432号。以下「施行令」という。）第2条に規定する施設（以下「要配慮者施設」という。）は、住居の移転に関連して移転が必要と認められるものであることから、要配慮者施設に関連する住居（以下「関連住居」という。）が多数存在していることなどにより、関連住居等の移転を1つの集団移転促進事業で実施することが困難と認められる場合は、次の各号に掲げる事項を記載した「関連住居等の移転に関する計画」を作成し、法第3条第4項の規定に基づき提出する集団移転促進事業計画と併せて提出することとする。

一 関連住居の存する概ねの区域

二 第一号の区域内にある概ねの住居、世帯及び住民の数

三 関連住居の移転に要する概ねの期間

(補 則)

第21 この要綱の第4から第20までに規定するもののほか、補助金の適正かつ効果的な運用を図るために必要な事項その他補助金の交付及び執行に関し必要な事項は、国土交通大臣が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年度分の補助金から適用する。

附 則

この一部改正は、昭和49年度分の補助金から適用する。

附 則

この一部改正は、昭和50年度分の補助金から適用する。ただし、昭和49年度から実施している集団移転促進事業に対する別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和51年度以後に開始される補助事業について適用し、昭和50年度以前に開始された補助事業については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和52年度以後に開始される補助事業について適用し、昭和51年度以前に開始された補助事業については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和53年度分の補助金から適用する。ただし、昭和52年度に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和54年度分の補助金から適用する。ただし、昭和53年度以前に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和57年度分の補助金から適用する。ただし、昭和56年度に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和58年度分の補助金から適用する。ただし、昭和57年度に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和59年度分の補助金から適用する。ただし、昭和58年度に開始された補助事業に係る別表第一に掲げる補助対象経費については、なお従前の例による。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和62年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年7月15日から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年6月17日から適用する。

附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。



附 則

改正後の防災集団移転促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

別表第一

補 助 対 象 経 費

対象経費の区分	補 助 基 本 額	備 考
一	<p>法 第 8 条 第 1 号 の 経費</p>	<p>適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用（地上権、永小作権、賃借権その他土地に関する所有権以外の権利を消滅させるための費用を含む。）及び当該用地の造成に要する費用との合算額（この場合、住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費の総額は、基準面積に別に定める地域区分に応じた1㎡当たりの単価を乗じて得た額とする。）並びに当該用地の取得、使用又は造成により通常生ずべき損失の補償に要する費用の合算額とする。</p> <p>1 「適正な時価」とは、官公署、金融機関その他適当と認められる者の評価額を参酌して補助事業者が決定する価格をいう。</p> <p>2 「基準面積」とは、660㎡（ただし、住宅に係る敷地面積は330㎡とする。）に住宅団地入居戸数（当該住宅団地に移転しようとする住居の数をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積と要配慮者施設の敷地面積との合計面積とする。</p>

対象経費の区分	補助基本額	備考	
二	<p>法第8条第2号の経費</p>	<p>法施行規則（昭和47年自治省令第28号。以下「規則」という。）第7条第2号に規定する補助した金額の合算額とする。この場合、同号に規定する国土交通大臣の定める額は、同号の移転者につき4,210,000円（住宅3,250,000円、住宅用地960,000円）とする。ただし、特殊土じょう地帯等にあつては、7,318,000円（住宅4,650,000円、住宅用地2,060,000円、住宅用地の造成608,000円）とする。</p>	<p>「特殊土じょう地帯等」とは、特殊土じょう地帯災害防除及び復興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項に基づき指定された特殊土じょう地帯、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に基づき指定された地震防災対策強化地域及び平成16年新潟県中越地震による災害に対応するため実施される集団移転促進事業に係る地域をいう。 以下同じ。</p>
三	<p>法第8条第3号の経費</p>	<p>工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数に4,464,000円を乗じて得た額を限度とする。）</p>	
四	<p>法第8条第4号の経費</p>	<p>法第2条第1項に規定する移転促進区域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案</p>	

対象経費の区分	補助基本額	備考
	<p>して補助事業者が定める1㎡当たりの価格（宅地又は農地の区分に応じ、国土交通大臣が定める額を標準とする。）に買取り面積を乗じて得た額。なお、住宅の用に供されている土地を買い取る場合において、買取りのために必要と認めるときは、当該住宅その他の土地に定着する物件の移転又は除却の工事等に通常要する費用の額を含むことができる。</p> <p>なお、災害発生前に実施する集団移転事業の場合については、移転住居数（法第2条第1項に規定する移転促進区域内の移転しようとする住居の数をいう。以下同じ。）に52,925,000円を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>ただし、災害発生前に実施する集団移転事業のうち（注）4のホに基づくものについては、移転住居数に25,660,000円を乗じて得た額を限度とする。</p>	<p>「移転又は除却の工事等に通常要する費用の額」とは次に掲げる費用の合算額とする。</p> <p>ア 移転料</p> <p>イ 立木の移植相当額</p>
五	<p>法第8条第5号の経費</p> <p>工事費（当該住宅団地に係る住宅団地入居戸数に674,000円を乗じて得た額を限度とする。）</p>	

対象経費の区分		補助基本額	備考
六	法第8条第6号の経費	規則第7条第6号に規定する合算額とする。この場合、同号に規定する国土交通大臣が定める額は、規則第7条第2号に規定する移転者につき、当該移転者が離農等をする場合にあつては1,325,000円、その他の場合にあつては975,000円とする。	
七	事業計画等の策定に関する経費	事業計画等の策定に関する調査設計費	

- (注) 1 別表第一に掲げる経費に係る補助基本額の合算額が、甲地域（a～e地域をいう。）にあつては17,265,000円、乙地域（f地域をいう。）にあつては16,550,000円（特殊土じよう地帯等にあつては17,535,000円）に移転住居数を乗じて得た額（当該住宅団地及び当該住宅団地に係る移転促進区域の自然的、地理的その他の状況、災害の特殊性又は気候風土の差異等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認める場合には、その定めるところにより算定した額。以下「標準額」という。）を超えるときは、標準額をもって本表に掲げる経費に係る補助基本額の合算額とする（住居の移転に関連して移転が必要と認められる要配慮者施設の用地の取得及び造成（関連する公共施設の整備を含む。以下同じ。）を行う場合は、標準額に当該要配慮者施設の用地の取得及び造成に要する費用を加えた額を補助基本額の合算額とすることができる。）。この場合、別表第一の一及び四に掲げる経費に係る補助基本額は、別に定めるところにより算定するものとする。なお、「a～e地域」及び「f地域」とは、それぞれ独立行政法人住宅金融支援機構の「マイホーム新築融資」における土地融資額の土地地域区分をいう。
- 2 別表第一に掲げる経費に係る補助基本額の合算額が標準額を超えない場合において国土交通大臣が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより別表第一の一及び

四に掲げる経費に係る補助基本額を算定するものとする。

3 当該移転事業が災害発生前に実施する集団移転事業であって以下のイ、ロ及びハに掲げる要件に合致する場合には、(注) 1 に示す合算額に係る規定は適用しない。ただし、この場合にあっても、各補助対象経費は、別表第一に掲げる各補助基本額を限度とする。

イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に規定する津波避難対策緊急事業計画又は流域治水プロジェクトその他の地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に当該事業に関する事項が記載されていること。

ロ 法第2条第1項に規定する移転促進区域を防御するための施設の整備を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること。

ハ 移転に要する事業費が、法第2条第1項に規定する移転促進区域を防御するための施設の整備費及び当該施設を管理運営するために要する費用の合算額を上回らないこと。

4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条に規定する津波避難対策特別強化地域のうち、以下のニ又はホに掲げる要件に合致する地方公共団体が災害発生前の集団移転事業を実施しようとするときは、(注) 3のイ、ロ及びハに掲げる要件に合致しない場合にあっても、(注) 1 に示す合算額に係る規定は適用せず、小規模かつ段階的な移転を可能とする。ただし、この場合にあっても、各補助対象経費は、別表第一に掲げる各補助基本額を限度とする。

ニ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に基づく津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）を設定した地域。ただし、補助対象経費は法第8条第1号、同条第3号、同条第6号及び要綱別表第一の七に掲げる経費（以下「住宅団地整備に係る経費」という。）に限定する。

この場合、法第3条第2項第2号に規定する移転者が保有する法第2条第1項に規定する移転促進区域内における住宅の用に供する建築物については、移転後に除却するものとする。

ホ 津波防災地域づくりに関する法律第73条第2項第2号に基づく津波災害特別警戒区域（レッドゾーン）を設定した地域であり、とりわけ甚大な津波被害が想定される一定要件（※1）を満たした市町村。ただし、補助対象経費は住宅団地整備に係る経費及び法第8条第4号の経費に限定する。

(※1) 地震発生後、概ね10分以内に高さ3m以上の津波到達が想定される市町村または最大津波高さが25m以上と想定される市町村であって、50戸以上の住居が立地する地域。

5 別表第一の三及び五に掲げる経費に係る補助基本額は、当該住宅団地の状況に応じ、これらに規定する限度額の合算額の範囲内で、これらの経費に係る補助基本額を一括して算定することを妨げるものではない。

6 住宅団地の用地の取得及び造成後に当該用地を譲渡する場合における譲渡価額は、当該譲渡時における適正な時価を基準として算定するものとし、別表第一の一に掲げる経費の補助基本額は、当該譲渡に係る額を控除して算定した額（控除後の補助基本額が零以下である場合は零とする。）とする（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第16条又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第15条に規定する特例を受ける場合に限る。）。

7 別表第一の一に掲げる経費における住宅団地の用地の取得に要する費用及び通常生ずべき損失の補償に要する費用並びに別表第一の四に掲げる経費における買取りに要する費用の取り扱いについては、本要綱に定めるもののほか「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）の定めを準用し、適正に運用するものとする。

8 別表第一の二及び三に掲げる経費は、次に掲げる要件に該当していなければならない。ただし、令和6年度までに事業（計画策定含む）に着手した場合は、この限りではない。

イ 新築する住宅及び建築物は、原則として省エネ水準（※2）に適合すること。

ロ 地方公共団体が新築する建築物は、原則としてZEB水準（※3）に適合すること。

（※2）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。

（※3）再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて30%削減又は40%削減（小規模（300㎡未満）は20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く）。

9 別表第一の一に掲げる経費の算出にあたって乗じるべき地域区分に応じた1㎡当たりの単価は、下表のとおりとする。

地域区分	大都市-特特	大都市-特	大都市-I	大都市-II	その他
1㎡当たり単価	47,300円	37,100円	30,700円	25,400円	19,800円

- イ 地域区分の大都市-I及び大都市-IIは、それぞれ参考表1及び参考表2に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市-I及び大都市-IIの区域以外の区域とする。
- ロ DIDの区域内の地区については、その他の区域内の地区にあつては大都市-IIの単価を、大都市-IIの区域内の地区にあつては大都市-Iの単価を、大都市-Iの区域内の地区にあつては大都市-特の単価を適用する。
- ハ 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市旧市街地の区域内においては、大都市-特の単価を適用する。
- ニ 9ハに掲げる区域内でDID区域内である区域内においては、9ロ及び9ハにかかわらず大都市-特の特の単価を適用する。



参考表 1 (大都市- I)

都道府県	市町村
埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
東京都	東京都区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町
静岡県	静岡市
愛知県	名古屋市、長久手市
滋賀県	大津市
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、精華町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
奈良県	奈良市、生駒市
広島県	広島市、府中町
沖縄県	那覇市

参考表 2 (大都市-Ⅱ)

都道府県	市町村
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市、牛久市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、久喜市、幸手市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、宮代町、白岡市、杉戸町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、袖ヶ浦市、印西市、富里市、酒々井町、大網白里市
東京都	あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市、寒川町、二宮町、松田町、開成町、愛川町
新潟県	新潟市
石川県	金沢市、輪島市
福井県	福井市
山梨県	甲府市、大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、あま市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、南知多町
滋賀県	草津市、守山市、栗東市、野洲市
京都府	南丹市、久御山町
大阪府	河内長野市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	姫路市、洲本市、加古川市、高砂市、淡路市、たつの市、播磨町

奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市
岡山県	岡山市
広島県	呉市、廿日市市、海田町
山口県	周南市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市、須崎市
福岡県	北九州市、福岡市、大野城市
沖縄県	宜野湾市、浦添市、沖縄市、与那原町

別表第二

補助金交付の条件

	補助事業	条件
一	<p>法第8条第1号 に掲げる経費に係 る補助事業</p>	<p>(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した土地を譲渡し（国土交通大臣が認める場合を除く。）、交換し、又は担保に供してはならないこと。</p> <p>(2) 住宅団地の用地の取得及び造成後に当該土地を譲渡する場合においては、集団移転促進事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、国土交通大臣が必要と認める場合に限り交付の対象とすること。</p> <p>(3) 要配慮者施設の用に供する土地については、当該土地の取得及び造成後に要配慮者施設の所有者又は管理者に譲渡することを基本とする。ただし、国土交通大臣が特に認める場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 要配慮者施設の用に供する土地の用地取得及び造成に関する事業（施行令第4条に規定する施設の整備に関する事業を含む。）に係る交付の申請を行う場合には、あらかじめ、事業計画等に要配慮者施設の整備に関する事項を定めること。</p> <p>(5) 要配慮者施設の用に供する土地の取得及び造成を行う場合においては、要配慮者施設の用に供する土地の面積は当該要配慮者施設の移転前の土地の面積と同等の面積を上限とすること。</p>

補 助 事 業		条 件
二	<p>法第8条第4号 に掲げる経費に係 る補助事業</p>	<p>(1) 補助事業により取得した土地を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならないこと。</p> <p>(2) 補助事業により取得した土地の区域を、法第1条に規定する災害危険区域等として定めるとともに、当該区域に係る防災植林その他の措置を講ずること。</p>